



学習成果の把握のための卒業生調査のあり方について : 第三者評価の観点を踏まえて

高田, 英一

(Citation)

大學教育研究, 32:79-94

(Issue Date)

2024-03-31

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/0100488361>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100488361>



学習成果の把握のための卒業生調査のあり方について — 第三者評価の観点を踏まえて —

How to Conduct a Graduate Survey to Understand Learning Outcomes Based on the Request for Third-party Evaluation

高田 英一（神戸大学 戦略企画室 准教授）

要旨

今後、「教学マネジメント指針」等の指摘を踏まえて、卒業生調査の充実が求められることが予想される。卒業生調査は、基本的に、各大学の教育改善のニーズに基づいて実施されるべきであるが、他方で、大学経営に大きな影響がある第三者評価のエビデンスとしても求められている。卒業生調査は大きなコストがかかるため、各大学の教育改善のニーズと別個に第三者評価の観点を踏まえた調査を実施することは適切ではない。このため、本稿では、今後の認証評価等の第三者評価の受審の準備を想定して、第三者評価の観点を踏まえた卒業生調査のあり方を検討した。検討の結果、基本的な考え方として、調査内容には教育プログラムごとの学位授与方針に則した学習成果の確認を設定することが適切と思われること等を示した。また、調査結果の改善への活用を促進するためには、卒業生調査をアセスメントプラン等に位置付けることに加えて、全学、各部局で十分な問題意識の共有が行われる必要があること等を示した。

1. はじめに

現在、大学は、「学修者本位の教育」への転換・実現、学生の学修成果の向上の観点から、ディプロマ・ポリシー（学位授与方針、以下、「DP」）に則した学修成果測定の充実を図ることが求められている。

この点に関して、「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会，2020：28）では、大学全体の教育成果に対する評価を示す情報に関して、「「卒業生からの評価」や「卒業生に対する評価」として、卒業生やその関係者（雇用主や進学先の指導教員等）からのヒアリング等によってこうした情報を継続的に収集することで、自らの教育活動の見直しにつなげることも考えられる」と指摘している。また、学修成果の遅効性（吉本，2004）の観点を踏まえて、今後、卒業生に対する学習成果測定の取組の充実が求められることが予想される。

卒業生調査は、基本的に、各大学の教育改善のニーズを考慮して実施されるべきであるが、他方で、大学経営に大きな影響がある認証評価等の第三者評価のエビデンスとしても求められている。卒業生調査は、調査の設計から実施、分析まで時間とコストがかかるた

め、各大学の教育改善のニーズと別個に第三者評価の観点を踏まえた調査を実施することは、適切とはいえない。このため、今後の卒業生調査の実施に当たっては、可能な範囲で第三者評価の観点も踏まえて検討する必要がある。

卒業生調査に関しては、その方法論や意義に関する研究として、吉本(2007)、小方(2010)等、個別大学の卒業生調査に関する事例研究として、村田(2022)、細川(2022)、西出(2022)、寫田他(2021)、杉田・木村(2020)、吉本・坂巻(2019)等、また、卒業生調査の動向に関する串本他(2022)、内部質保証の観点から教育プログラムレベルの自己点検・評価における検証指標の一つとして、卒業生調査をあげている工藤(2017)等多数あるが、管見の限り、第三者評価の観点を踏まえて卒業生調査のあり方を検討した研究はなかった。

このような状況を踏まえて、本稿では、第4期の認証評価等の第三者評価の受審の準備作業を想定して、第三者評価の観点を踏まえた卒業生調査のあり方を検討し、基本的な考え方を示すものである。

なお、本稿の見解は、筆者の個人的な見解に留まり、所属機関・所属組織の見解を示すものではない。また、本稿は、第三者評価の受審の準備作業を想定するため、中央教育審議会の方針や大学改革支援・学位授与機構(以下、NIAD)の評価基準自体の検証は行わない。加えて、本稿が対象とする卒業生調査は、学術的な究明ではなく、「大学教育の点検・評価及び教育改善に係る探求」(吉本, 2007: 81)を基本的な目的とするものである。さらに、各大学の状況は異なるため、実際の卒業生調査に当たっては、検討結果の基本的な考え方も踏まえつつも、各大学における教育改善のニーズ、第三者評価の観点を取り入れた場合のコスト、効果などを検討して、どの第三者評価にどこまで対応するのか等の対応方針を検討する必要があることに留意いただきたい。

2. 研究の方法

2.1 研究の対象

第三者評価は多数あるが、本稿では、国立大学の経営に大きな影響を及ぼす機関別認証評価の評価基準、国立大学運営費交付金における「成果を中心とする実績状況に基づく配分」に活用する指標(以下、「共通指標」)、国立大学法人評価の「優れた点」、「特色ある点」(以下、「優れた点」等)の指摘を研究の対象とする。

但し、機関別認証評価の評価基準は達成することが必要な基準であるのに対して、後二者は、運営費交付金の増額配分のために達成することが望ましい観点(共通指標は文部科学省が求める教育改革に関する基準、国立大学法人評価の「優れた点」等はグッドプラクティスの指摘)という違いがある点に留意する。

なお、本稿で対象とする第三者評価の基準、評価結果は、いずれも本稿執筆時(令和5年11月時点)での評価に適用された基準、公表された評価結果とする。

以下、それぞれの第三者評価の観点を具体的に見る。

2.2 第三者評価の観点

2.2.1 機関別認証評価の評価基準

本稿の執筆時点で存在する5つの機関別認証評価を実施する認証評価機関の中で、評価基準において明確に卒業生調査を要求しているのは、国立大学を主な受審大学とするNIADである（大学改革支援・学位授与機構，2023a）。

NIADの評価基準は、領域2（内部質保証）の分析項目2-2-4、2-3-3と領域6（学修成果の把握）の分析項目6-8-4において卒業生調査を求めている（表1）。本稿では、分析項目6-8-4がより具体的であること、領域2（内部質保証）の2つの分析項目は、分析項目6-8-4で実施した卒業生調査を前提として、その調査結果を教育改善に活用することを求める内容であることから、本稿では、主に分析項目6-8-4の基準を取り上げる。

また、検討の際には、現在検討中の第4期の機関別認証評価の評価基準に反映される可能性の高い「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会，2020）等の指針も適宜参照する。

なお、NIADの機関別認証評価には、「優れた点」を指摘する仕組みはあるが、卒業生調査の取組に関する「優れた点」の指摘事例はなかった。

表1 NIADの卒業生調査に関する認証評価基準

領域	基準	分析項目	分析の手順等
領域2 内部質保証に関する基準	基準2-2 内部質保証のための手順が明確に規定されていること	分析項目2-2-4 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入のそれぞれに関して、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取することが定められており、その結果を機関別内部質保証体制が確認する仕組みを設けていることを確認する。 ※聴取対象事項のそれぞれについて、実施時期（頻度）、実施主体、意見聴取内容が具体的に定められていることが必要。 ※学生からの意見聴取については、授業評価アンケートも含む。
	基準2-3 内部質保証が有効に機能していること	分析項目2-3-3 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・その取組の状況と効果的に機能していることを分析し、具体的に記述する。 ※この分析項目は、項目の内容を十分に実現している場合、機構の評価においては内部質保証が優れて機能しているものとして高く評価することとする。
領域6 教育課程と学習成果に関する基準	基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	分析項目6-8-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 【分析項目に係る根拠資料・データ】 ・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料

出所：大学改革支援・学位授与機構（2023a）より筆者作成

2.2.2 共通指標

文部科学省では、令和元年度以降、国立大学法人の成果・実績を評価して、国立大学法

人運営費交付金の一定額（令和 5 年度：総額 1000 億円）を配分する「成果を中心とする実績状況に基づく配分」の仕組みを導入している（文部科学省，2023a）。共通指標は、この配分の基準であって、国立大学の経営に大きな影響を及ぼす。配分の仕組み及び共通指標の内容は、毎年度少しずつ変更されるが、ここ 3 年間（令和 2～5 年度）の共通指標の中の評価基準「大学教育改革に向けた取組の実施状況」（令和 5 年度：対象額 50 億円）において、卒業生・修了生（以下、「卒業生等」）に対する調査の実施が示されている。このため、本稿において同基準（令和 5 年度）を取り上げることとする（表 2）。

表 2 共通指標の評価基準「大学教育改革に向けた取組の実施状況」（令和 5 年）

【学士課程】 ✓（ママ、以下同じ）（内容略） ✓卒業生に対する追跡調査（当該学部の一卒業年度の全卒業生に対する調査で、卒後3年以上経過後の当該卒業生の就労・雇用状況等の実態把握）を組織的かつ継続的に実施している ✓卒業生に対する追跡調査の結果をデータベース化し教育改善につなげる組織的な取組を実施している 【修士課程・博士課程】 ✓（内容略） ✓（内容略） ✓修了者に対する追跡調査（当該学部の一修了年度の全修了者に対する調査で、修了後3年以上経過後の当該修了者の就労・雇用状況等の実態把握）を組織的かつ継続的に実施している ✓修了者に対する追跡調査の結果をデータベース化し教育改善につなげる組織的な取組を実施している 【専門職学位課程】 （修士課程・博士課程と同じため、内容略）

出所：文部科学省（2023a）より筆者作成

2.2.3 国立大学法人評価の「優れた点」等の指摘

国立大学法人評価は、各大学の中期計画の達成度の評価であり、特に優れた成果を出した取組等は、「優れた点」「特色ある点」（以下、「優れた点」等）等と指摘して、高い評価の根拠資料としている（NIAD，2019）（表 3）。高い評価を得ることは、運営費交付金の増額配分につながることから、国立大学の経営に大きな影響がある。このため、本稿では、文部科学省の Web サイト「国立大学法人・大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間（6 年目終了時）の業務の実績に関する評価結果」（文部科学省，2023b）で公開されている第 3 期中期目標期間の評価結果において「優れた点」等として指摘された事例中で、卒業生調査に関する事例（11 大学 12 事例）を検討の対象とした。

但し、公開されている国立大学法人評価の評価結果は、多くが簡潔な記載に留まるため、詳細な内容は、各大学の自己評価書である「達成状況報告書」、指摘された事例に関する研究論文等の公表資料によって可能な範囲で把握した。

表 3 国立大学法人評価における「優れた点」等

(評価に当たっての留意事項) iv) 以下の考え方を参考に、「優れた点」、「特色ある点」(中略)の特記事項を抽出します。 【優れた点】 優れた成果を出した取組であると判断されるものや、取組の結果、教育研究の質の向上が第2期中期目標期間終了時点から比べて目覚ましい状況にあると判断されるもの等、基本的には高い評価結果の判断根拠となるものが考えられます。 【特色ある点】 各国立大学法人等の多様な役割に配慮し、それぞれの個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや、結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組や戦略性が高い目標・計画に係る取組であると判断されるものが考えられます。

出所：大学改革支援・学位授与機構（2019：21）より筆者作成

2.3 検討の方法

以下では、吉本（2007）の卒業生調査に関する検討項目の指摘も踏まえて、調査の目的の設定、調査対象者の選定、調査内容の設定、調査方法の選択（調査を実施する組織等）、調査結果の活用 の 5 つの項目について、第三者評価の観点を踏まえて検討する。

3. 検討の結果

3.1 調査の目的の設定に関する検討の結果

3.1.1 機関別認証評価の評価基準

NIAD の機関別認証評価の評価基準では、卒業生調査の目的は「大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること」(分析項目 6-8-4) の確認とされている。

3.1.2 共通指標

共通指標では、卒業生調査の目的は「教育改善」と示されている。

3.1.3 国立大学法人評価の「優れた点」等の指摘

「優れた点」等と指摘された取組に関する指摘では、取組の目的として、学修成果の確認と教育改善に関する目的が示されていた（表 4）。

表 4 「優れた点」等と指摘された取組における目的の事例

・教育成果を的確に測定し、これに基づく改善を継続的に行うため ・附属学校で行われている主体的・探求的学びの教育の効果を検証するため ・大学院教育の成果・効果を確認するため ・教育実習をより効果的なものとするため
--

出所：文部科学省（2023b）より筆者作成

3.1.4 小括

卒業生調査の目的に関しては、機関別認証評価の評価基準では、学位授与方針（以下、DP）に則した学習成果の確認が求められている。また、共通指標では、教育改善が求められており、国立大学法人評価では、学修成果の確認と教育改善が評価されていた。

この点、「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会，2020：51）でも、「教学マネジメントを行う上で各大学の判断の下で収集することが想定される情報」として、「卒業生からの評価」を示している。また、「①把握・可視化の意義」として、「・学位プログラムにおける学修や教育が「卒業認定・学位授与の方針」に定められた資質・能力の修得に資するものであったかや、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、進学先や就職先でどのように役立っているかを、進学・就職から一定期間経過した卒業生からの評価により明らかにする」ことを指摘して、「③把握・可視化の方法」として「・卒業生からのアンケート・ヒアリング等により収集」することが示されている。

以上を踏まえると、卒業生調査の目的には、各大学の教育改善のニーズに応じて複数の目的を設定することは可能であるが、少なくとも、DP に則した学修成果の確認と教育改善を設定することが適切と考えられる。

3.2 調査対象者の選定に関する検討の結果

3.2.1 機関別認証評価の評価基準

卒業生調査の対象者に関しては、第一に、卒業生の全員か一部かという点と、第二に、卒業後の年限の点が課題となる。

まず、卒業生の全員か一部かという点について、NIAD の機関別認証評価の評価基準には規定はないが、大学改革支援・学位授与機構（2023a：78-79）では、分析項目 6-8-4 の「分析の手順等」の「分析項目に係る根拠資料・データ」に「卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料」と示していることから、懇談会、インタビュー等において一部の卒業生を対象とすることも認めていると推察される。

また、卒業後の年限に関しては、認証評価の評価基準には規定はないが、大学改革支援・学位授与機構（2023b：18-19）において、「専攻分野、機関の沿革等の特性が多様であるために、一律の年限を示すことは控えています。各大学において、専攻分野ごとにどのような期間を経たあとでどのような方法で実態の把握、意見の聴取を行うことが適切であるか判断してください。」との回答を示しており、大学の裁量を広く認めている。なお、第3期の認証評価の提出資料（令和元年～3年）では、卒後3年、5年、7年を基準とするケースが比較的多かった（高田，2023）。

3.2.2 共通指標

共通指標では、「当該学部の一卒業年度の全卒業者に対する調査で、卒後3年以上経過後の当該卒業者」と示している。

3.2.3 国立大学法人評価の「優れた点」等の指摘

各大学の「優れた点」等と指摘された取組では、「平成29年度以降の卒業者を対象」、「開学以来30数年間全ての卒業生・修了生」などの全卒業生を対象とする事例が多かったが、一部の卒業生（教育実習を経験した卒業生等）を対象とする事例もあった。

また、年限に関しては、「卒業3年経過後」、「卒業3年後及び10年後の卒業生」、「卒業・修了後10年、20年、30年の卒業生（現職教員）」、「卒業・修了後5年及び30年を経過した卒業生」の事例があった。

3.2.4 小括

卒業生調査の対象者については、機関別認証評価の評価基準に規定はないため、各大学の教育改善のニーズや卒業生調査の目的、第三者評価への対応方針等を踏まえて検討する必要がある。

但し、教育改善への活用のためには学生の学修成果の全体像の把握が望ましいこと、また、共通指標を踏まえると、全学生を対象とすることが望ましいと考えられる。この場合に問題となるコストや回収率に関しては、後述の調査方法（3.4）において検討する。

また、卒後の経過期間に関しては、共通指標及び吉本（2007）の30歳までの卒業後10年間程度を基本的な観察期間と設定することが適切との指摘を踏まえると、基本的には、卒後3年以上10年以内と設定することが望ましいと考えられる。

3.3 調査内容の設定に関する検討の結果

3.3.1 機関別認証評価の評価基準

3.1. の目的で見たように、NIADの機関別認証評価の評価基準では、卒業生調査の目的は「大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること」（分析項目6-8-4）の確認であること（大学改革支援・学位授与機構、2023a：78-79）から、調査内容としてDPに則した学修成果の確認が求められている。

3.3.2 共通指標

共通指標には、「就労・雇用状況等の実態把握」と示されている。

3.3.3 国立大学法人評価の「優れた点」等の指摘

3.1. の目的で述べたように、各大学の「優れた取組」においては、取組ごとに教育改善

等の異なる目的が設定され、それを踏まえて、多様な調査内容が設定されている（表 5）。

表 5 「優れた点」等と指摘された取組における調査内容の事例

・卒業生の動向調査 ・学修成果把握の主要指標として、ディプロマ・ポリシー（DP）を構成する15項目の各要素について、5段階評価でどの程度身についているか ・学校現場に必要とされる教員や新しい大学院に関する意識 ・教育の成果や満足度を把握する調査 ・ディプロマ・ポリシー（DP）到達度 ・大学を卒業・修了した後の就職状況や離職率まで把握できるような「職位」「勤務地」「初職を辞めた理由」「大学で習得した資質・能力」等
--

出所：文部科学省（2023b）より筆者作成

3.3.4 小括

各大学の教育改善のニーズに応じた調査内容を設定する必要があるが、機関別認証評価の評価基準を踏まえると、卒業生調査の目的と同様、少なくとも、DP に則した学修成果の確認に関する調査内容を設定することが適切と考えられる。この点は、後述の調査結果の活用（3.5.）の観点から、在学中の学修成果の調査との継続性が重要であることから言えよう。

なお、高田（2023）は、第 3 期の機関別認証評価（令和元年～3 年）の卒業生調査に関する提出資料では、DP の達成度に関する設問を設定していた大学の割合は 14.1%にとどまっていたことを指摘し、「この点に関して、大学として学修成果の基準である DP に関する意識の不足が要因と推察される。また、大学を卒業・修了して一定期間経過後の卒業生に対して認識している可能性の小さい DP に関する質問は適切でないとの判断が背景にあるケースも想定される。」と述べている。加えて、提出資料の状況からは、NIAD も、第 3 期においては、卒業生調査の難しさを考慮した上で評価基準を緩やかに運用してきたと推測される。しかし、第 4 期においては、学修成果を基礎とする内部質保証の充実が求められていること、4.1.4 で述べた「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会，2020）の指摘を踏まえて、NIAD の評価基準の運用が、卒業生調査についても厳密に DP に則した学習成果の確認を行った資料を求める運用に変更される可能性があることに留意する必要がある。

以下では、DP に則した学修成果の確認を調査内容に盛り込む場合に想定される 4 つの課題への対応方針を検討する。

想定される第 1 の課題は、DP の内容が抽象的で質問項目に適していないという課題である。この課題に関して、茨城大学では、抽象的な表現である 5 つの全学共通 DP（世界の

俯瞰的理解、専門分野の学力、課題解決能力・コミュニケーション力、社会人としての姿勢、地域活性化志向)を15の分かりやすい概念の要素に分解した上で、達成度を問う設問に設定(寫田他, 2021)しており、DPを質問項目に具体化する工夫として参考となると思われる(表6)。

表6 茨城大学の全学共通ディプロマ・ポリシー(学士課程)の項目と要素

全学共通ディプロマ・ポリシー		ディプロマ・ポリシーの項目と要素	
1. 世界の俯瞰的理解	自然環境、国際社会、人間と多様な文化に対する幅広い知識と俯瞰的な理解	DP1	自然環境に対する幅広い知識(自然環境)
			国際社会に対する幅広い知識(国際社会)
			人間と多様な文化に対する幅広い知識(人間文化)
			世界を俯瞰的にとらえるための視点、視野および素養(俯瞰的理解)
2. 専門分野の学力	専門職業人としての知識・技能及び専門分野における十分な見識	DP2	専門職業人としての知識・技能(専門知識技能)
			専門分野における十分な見識(専門分野見識)
3. 課題解決能力・コミュニケーション力	グローバル化が進む地域や職域において、多様な人々と協働して課題解決していくための思考力・判断力・表現力、及び実践的英語能力を含むコミュニケーション力	DP3a	課題解決のための思考力(課題解決思考)
			課題解決のための判断力(課題解決判断)
			課題解決のための表現力(課題解決表現)
		DP3b	グローバル化が進む地域や職域において多様な人々との協働を可能にするコミュニケーション力(コミュニケーション)
		DP3c	グローバル化が進む地域や職域において多様な人々との協働を可能にする実践的英語能力(実践的英語力)
4. 社会人としての姿勢	社会の持続的な発展に貢献できる職業人としての意欲と倫理観、主体性	DP4	社会の持続的な発展に貢献できる職業人としての意欲(意欲)
			社会の持続的な発展に貢献できる職業人としての倫理観(倫理観)
			社会の持続的な発展に貢献できる職業人としての主体性(主体性)
5. 地域活性化志向	茨城をはじめとする地域の活性化に自ら進んで取り組み、貢献する積極性	DP5	茨城をはじめとする地域の活性化に自ら進んで取り組み、貢献する地域活性化志向(地域活性化志向)

出典：寫田他(2021)の表1、表2より、筆者作成

注：茨城大学の学士課程のDPの根幹部分は全学共通であり、各学部・学科は、必要に応じて独自要素を追加する構造となっている。

想定される第2の課題は、調査の内容であるDPは、全学単位か、学位プログラム等の単位か、という課題である。大学改革支援・学位授与機構(2023a: 54-55)では、「分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること」に関する関係法令として中央教育審議会大学分科会大学教育部会(2016)を示しており、その中では、「三つのポリシーは、そのような教育課程(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程(以下「学位プログラム」という。))ごとに策定することを基本とすることが望ましい」(中央教育審議会大学分科会大学教育部会, 2016: 4)とされていること踏まえると、学位プログラム単位のDPによることが適切と考えられる。

想定される第3の課題は、調査の内容を構成する現在のDPについて、卒業生が認識していないことである。この点に関する対策としては、第1の課題で述べたように、卒業生調査の項目にDPを分かりやすい形で提示することが考えられる。また、将来の卒業生である在学生に対しても、在学中からDPを丁寧に説明し、認識を高める取組を行うことが重要である。なお、期間別認証評価の受審等の機会に、現在のDPが卒業生の在学時のDP

から変更されている場合も想定されるが、「教育上の目的」等に根本的な変更がない場合は、DP の表現に変更があったとしても、内容には継続性、一貫性があると説明することとなる。

想定される第 4 の課題は、現在の DP が「教育上の目的」等を十分に反映しておらず、調査項目として相応しくないという課題である。この課題は、DP 自体の課題であって、卒業生調査の実施の前提として、DP の見直しを行うべきである。DP の見直しの際には、第 1 の課題にも関連するが、「卒業認定・学位授与の方針」における学修目標は、過度に抽象化することなく、卒業生が「何を学び、身に付けることができるのか」を、専門分野に係る資質・能力も含め、適切な観点に基づく分類を明らかにして策定される必要がある。その際、学修目標は、大学が学修成果や教育成果を、定量的又は定性的な根拠に基づき評価することができるものとされる必要がある。」(中央教育審議会大学分科会, 2020 : 13)との指摘を踏まえることが重要である。

また、DP に則した学修成果の確認以外にも、共通指標では、調査内容として「就労・雇用状況等の実態把握」が求められている。この点は、国立大学法人評価でも「優れた点」等として指摘された事例があること、学習成果の遅効性(吉本, 2004)を踏まえると、調査の内容に設定することが望ましいと考えられる。

上記以外にも、各大学の教育改善のニーズから調査を希望する内容は多数あると想定される。例えば、第 3 期の認証評価の際の根拠資料では、在学中に身につけた一般的な能力、在学中に身につけた能力の社会での有用度、学生生活の満足度などに関する質問があった(高田, 2023)。他方で、質問の項目数が増加することで、回答者への負担となり、回答率が低下する可能性もある。優先順位を付けて、項目数を絞ることが望ましいと考えられる。

3.4 調査方法の選択に関する検討の結果

3.4.1 機関別認証評価の評価基準

NIAD の機関別認証評価の評価基準では、分析項目 6-8-4 の分析項目に係る根拠資料・データに関して、「卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料」との例示はある(大学改革支援・学位授与機構, 2023a : 78-79)が、限定されていない。

また、調査方法の大きな課題である回収率については基準には示されていないが、大学改革支援・学位授与機構(2018 : 23)では、「アンケートによっては回収率のかなり低いものもあるが、これらのアンケートを根拠資料として採用するかを大学で判断して良いか。」という受審予定大学からの問いに対して、「回収率の低い等の懸案事項も踏まえ、それらアンケートについて大学で自己評価していただければ良いと思われます。」との回答が示されている。

3.4.2 共通指標

共通指標では、調査方法は示されていないが、全学生を対象とすることを求めているため、実際には、アンケート調査となろう。回収率は規定されていない。

3.4.3 国立大学法人評価の「優れた点」等の指摘

各大学の「優れた点」等と指摘された取組に関する指摘では、全学的な実施、教育委員会、同窓会との連携が指摘されている（表 7）。回収率は、特に言及はない。

表 7 「優れた点」等と指摘された取組における調査方法の事例

- ・ウェブ形式（回答者ごとにQRコード付与）で調査
- ・従来は学部ごとに行っていたものを全学教育機構で一元的・体系的に実施し、学習成果を多角的に分析・可視化することに成功
- ・教育委員会の協力を得てアンケート調査を実施
- ・同窓会と連携

出所：文部科学省（2023b）より筆者作成

3.4.4 小括

卒業生調査の方法については、機関別認証評価の評価基準に規定はないため、各大学の教育改善のニーズや卒業生調査の目的を踏まえて検討する必要がある。

第一に、アンケート調査か、懇談会・意見交換会等の対面による意見聴取かの課題である。アンケート調査の場合、対象者を多数とすることが可能だが、懇談会等の場合、対象者は限られる。3.2.で述べたように調査対象者を全学生とする場合は、アンケート調査を採用することとなろう。

第二に、アンケート調査を採用した場合、Web アンケートか、紙媒体かという課題がある。Web アンケートの場合、集計・分析が容易でコストは低いが、回収率が低くなることが見込まれる。他方、紙媒体の場合、集計・分析コストが高いが、学生に配布する機会の確保ができれば、回収率は高いことが見込まれる（大田他，2022）。コストは大学ごとに許容範囲が異なるため、以下では、アンケート調査の回収率の課題を検討する。

小樽商科大学の事例研究である西出（2022）は、Web アンケートによる卒業生調査に関して、調査の実施は外部の事業者へ委託するとともに、回収率の向上を図る工夫として、調査の実施時期を帰省の時期に合わせて12月～1月とすること、はがきによる調査の告知と所定の期間中に回答が得られなかった卒業生に対して電話で調査依頼を行った結果として、回収率は20～35%程度と述べた上で、卒業生を対象とした調査で回収率を向上させることは容易でないと述べている。また、奈良女子大学（2017）は、卒業後30周年同窓会にて出席者に質問紙を配布し、各テーブルに設置された封筒にて回収する方法を取った結果、

回収率は 93.1%（有効回答 215、対象者：231 名）と述べている。

以上を踏まえると、全学生を対象とする場合、調査方法を使い分けて実施することが考えられる。すなわち、まず、全学生を対象とする Web アンケート調査を実施する。その際は、卒業生の負担を軽減して回収率の向上を図るため、簡潔な内容で実施するとともに、適宜のタイミングでリマインドを行う。この調査によって全体的な状況を把握した上で、Web アンケート調査においてヒアリング可と回答した卒業生（太田他，2023）に対する対面の機会を設定し、その場でヒアリングや紙媒体による調査を行うことで、より具体的な状況を把握し、サンプルの違い等も踏まえつつ、分析を行うことが考えられよう。

また、調査方法に関しては、調査の主体となる実施組織も課題となる。すなわち、実施組織を個々の部局とするか、全学とするか、という課題である。後述のように、調査結果を大学の内部質保証システムにおいて教育改善に活用するためには、調査方法等について全学的に一定の標準化が必要である（大田他，2022：166）。また、調査の実施を個々の部局に委ねた場合、調査の実施の継続性や内容の担保に課題がある（高田，2023）。このため、全学が実施組織となり、部局等における調査をマネジメントすることで、全学的な標準化、調査の継続性の確保を図ることが望ましいと考えられる。もちろん、部局ごとの教育改善にニーズの違いにより必要な調査項目が異なる場合もあるため、調査項目の設定に一定の裁量を認めることが望ましいと考えられる。

3.5 調査結果の活用に関する検討の結果

3.5.1 機関別認証評価の評価基準

NIAD の機関別認証評価の評価基準では、「大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること」の確認の「結果を機関別内部質保証体制が確認」（分析項目 2-2-4 の「分析の手順」）すること、すなわち、教育改善への活用が求められている（大学改革支援・学位授与機構，2023a：22）。

3.5.2 共通指標

共通指標では、「卒業者に対する追跡調査の結果をデータベース化し教育改善につなげる組織的な取組を実施している」ことが示されている。

3.5.3 国立大学法人評価の「優れた点」等の指摘

各大学の「優れた点」等と指摘された取組に関する指摘では、卒業生調査を実施しただけでなく、調査目的を踏まえて活用した事例が評価されている。また、上記のように、活用のための分析体制の整備も指摘されている（表 8）。

表 8 「優れた点」等と指摘された取組における調査結果の活用の事例

・情報戦略室IR 部門の構成員を充実させ、IR に関する分析結果を一元的に管理する体制を整備 ・新たに「学長補佐（IR担当）」及び「IR専門委員会」を設置 ・教育成果を的確に測定し、これに基づく改善を継続的に行う独自の教育の質保証システムを構築。本システムにより、DPIに基づく人材養成の成果を可視化、改善に活用 ・アンケートの分析結果を4階層（大学/学部/教育プログラム/教員）に波及させるためのFD・SD支援システムを構築 ・各種教務情報とクロスさせることで学生一人一人の状況をミクロな視点で分析し適宜適切な学生指導を行う仕組みを強化 ・研究結果からは、主体的・探求的な学びが、大学での学び体験に影響すること、その後の学びの習慣を通して仕事の自律性に影響することが判明。また、パネル調査や追跡調査の研究成果を、シンポジウムにおいて平成29年度以降延べ約1,000名の参加者に対し発表し、成果を還元 ・大学院の新しいコースやフレックス履修制度等の大学院改革に活用 ・実施により学位授与方針の達成に必要な改善事項の抽出を行い、カリキュラムレベル、教育体制レベルの改善点を整理 ・今後の中長期的な大学運営の計画を立案する際の基礎資料として活用 ・IR・総合戦略企画室において分析・集計した結果は、県教育委員会、県教育事務所等の関係機関に大学の学びの特徴として紹介 ・全学の会議や教授会等で報告・検討 ・分析して6つのパターン（学生タイプ）を見出すとともに、学生アンケートによるDPの自己評価結果やPCC-OSCE（臨床実習後OSCE）の結果をGPA評価と比較したパターン解析を実施 ・結果はレーダーチャートを使って全学生にフィードバックするとともに、学位伝達式において最優秀学生を表彰 ・エビデンスとして蓄積していくとともに経年比較することで指導内容を改善していくスキームを構成

出所：文部科学省（2023b）より筆者作成

3.5.4 小括

機関別認証評価の評価基準はもとより、共通指標等も踏まえると、調査結果を教育改善に活用することが必要と考えられる。

調査結果の教育改善への活用を促進するためには、学生の在学中の学修成果の調査と卒業生調査の関連性、一貫性を確保することが重要であり、この観点からも、3.1 で述べたように調査内容を DP に則した学修成果の確認とすることが適切と考えられる。

また、事前に、アセスメントプランなどにより、卒業生調査を教学改善の内部質保証の取組の中に位置付け、改善への活用への筋道をつけておくことが適切と考えられる。この点、「教学マネジメント指針」（中央教育審議会大学分科会，2020：22）は、「把握・可視化した学修成果・教育成果を、アセスメントプランを踏まえた点検・評価に適切に活用し、各大学や学位プログラム等が取り組むべき学修目標の達成に向けた既存の教育課程や個々の授業科目・教育手法の見直し、さらには「卒業認定・学位授与の方針」自体の見直し等の改善につなげていくことが必要である。」と指摘している。

また、調査結果の活用の促進のためには、継続的・定期的な調査の実施が必要である。この点、第3期の卒業生調査の実施状況に関して、高田（2023）は、定期的に実施している大学は少数にとどまっており、多くの大学は認証評価受審のために実施している状況で、調査結果を改善に十分活用できていないと推測されると述べている。評価のためだけに卒業生調査を単発で実施し、改善に活用されないという事態、すなわち、評価が評価で留まり、評価の意義が感じられない事態が最も「評価疲れ」につながることに留意すべきである。

なお、共通指標においては、データベース化が求められている。継続的な改善への活用のためにはデータの収集・蓄積が必要であり、データベース化はその有力な手法であるが、

コスト面の課題もある。本稿ではこの点に関して詳細に論じる余裕はないが、各大学の規模、情報量、活用の目的、改善への活用への筋道等を踏まえて、データの収集・蓄積の手法を検討する必要がある。

4. おわりに

以上、本稿では、今後の第 4 期の認証評価等の第三者評価の受審の準備を想定して、第三者評価の観点を踏まえて、卒業生調査に関する検討を行い、基本的な考え方を述べた。

繰り返しになるが、各大学の状況は異なるため、実際の卒業生調査に当たっては、各大学における教育改善のニーズ、第三者評価の性格、第三者評価の観点を取り入れた場合のコスト、効果などを検討して、どの第三者評価にどこまで対応するのか等の対応方針を検討する必要がある。また、大学のみならず卒業生にも大きな負担となる卒業生調査は、できるだけ第三者評価の観点を踏まえることが望ましい。但し、その際には、調査結果の改善への活用の観点から、全学、各部局で十分な問題意識の共有が行われる必要がある。そうでなければ、単なる第三者評価の対応のための調査と受け取られてしまい、調査結果が改善に活用されないという最も非効率的な結果となるおそれがある。

第三者評価の観点と、教育改善のニーズを両立させることは難しい課題であるが、本稿が、卒業生調査の結果を学内での改善への活用とともに、第三者評価にも活用できること、すなわち、卒業生調査の効率的、効果的な実施の一助となると幸いである。

最後に、貴重なご意見をいただいた査読委員の皆様に深く感謝申し上げます。

参考文献

- 大田桂一郎、鳥居朋子、古賀知典、蒲生諒太（2022）「内部質保証システムの充実に向けた卒業生（校友）調査実施に関するノウハウの構築：『卒業生（校友）調査ハンドブック』の作成を通して」『立命館高等教育研究』22、pp.165-174
- 串本剛・松河秀哉・杉本和弘（2022）「卒業生調査を使った研究の類型と動向 教学 IR におけるパネルデータ分析の基礎的検討」『大学評価研究』21、pp.33-42
- 工藤潤（2017）「大学基準協会による第 3 期認証評価の変更ポイント —内部質保証の実質化に向けて—」『大学基準協会』、2017 年 7 月 11 日
- 小方直幸（2010）「卒業生調査を用いた大学の教育成果の研究」『大学評価研究』9、pp.29-38
- 寫田敏行・太田寛行（2021）「ディプロマ・ポリシー達成度に注目した学修成果の把握について—茨城大学における入口から出口までの追跡結果から—」『大学評価と IR』12、pp.3-17
- 杉田郁代・木村治生（2020）「大学教育における資質・能力の育成と卒業後の自己効力感との関係：高知大学卒業生調査を事例として」『高知大学教育研究論集』25、pp.1-

- 大学改革支援・学位授与機構（2023a）「（令和 6 年度実施分）大学機関別認証評価 自己評価実施要項」
- 大学改革支援・学位授与機構（2023b）「大学機関別認証評価に関する Q&A」
- 大学改革支援・学位授与機構（2019）「評価実施要項 国立大学及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の教育研究の状況についての評価（2018 年 6 月（2019 年 7 月改訂）」
- 大学改革支援・学位授与機構（2018）「質問事項一覧」（平成 30 年 10 月大学機関別認証評価研修会）
- 高田英一（2023）「国立大学におけるディプロマ・ポリシーに則した学修成果測定の現状」『大学教育研究』31、pp.45-57
- 中央教育審議会大学分科会（2020）「教学マネジメント指針」
- 中央教育審議会大学分科会大学教育部会（2016）「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受け入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン』
- 奈良女子大学 学長調査戦略室（2017）「卒業生の振り返り調査結果」
<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/H29news/20171211.pdf>（最終アクセス：令和 5 年 12 月 22 日）
- 西出崇（2022）「小樽商科大学における卒業生調査の概要とデータの特性－標本の代表性に関する予備的検討－」『大学情報・機関調査研究集会論文集』11、pp.74-79
- 細川敏幸（2022）「大学の質保証のための卒業生調査と企業調査」『大学評価研究』21、pp.21-31
- 村田治（2022）「学修成果の可視化としての学生・卒業生調査」『大学評価研究』21、pp.11-20
- 文部科学省（2023a）「令和 5 年度国立大学法人運営費交付金「成果を中心とする実績状況に基づく配分」について」
https://www.mext.go.jp/content/20230329-mxt_hojinka-100014170.pdf（最終アクセス：令和 5 年 12 月 22 日）
- 文部科学省（2023b）「国立大学法人・大学共同利用機関法人の第 3 期中期目標期間（6 年目終了時）の業務の実績に関する評価結果」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/detail/1386169_00004.htm（最終アクセス：令和 5 年 12 月 21 日）
- 吉本圭一・坂巻文彩（2019）「大学における学修成果と質保証のための卒業生調査：九州大学教育学部卒業生調査にみる職業統合的学習」『大学院教育研究学紀要』21、

pp.45-72

吉本圭一 (2007) 「卒業生を通した「教育の成果」の点検・評価方法の研究」『大学評価・学位研究』5、pp.77-107

吉本圭一 (2004) 「高等教育と人材育成：「30 歳社会的成人」と「大学教育の遅効性」」『高等教育研究紀要』19、pp.245-261